

第1章 総則（第1条・第2条）

<p>(議会の役割)</p> <p>第2条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定機関であり、議決の責任を負う。</p> <p>2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。</p>	
検討事項	<p>市の意思決定機関の前提として、議会は、議案等の審議・審査を行い、最終的に市の意思決定を行う合議制の議事機関である。</p>
検討結果	<p>意思決定は「議決の責任を負う」ことにつながるものであり、その前提となる議会の審議過程の特性を強調するため、「議事機関」とする。</p> <p>改正案：「市の意思決定を行う議事機関」</p>

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条 - 第5条）

<p>(議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。</p> <p>(2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。</p> <p>(3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。</p> <p>(4) 市政への市民参加を推進すること。</p> <p>(5) 市民及び議員が交流及び意見を交換し、並びに市長等及び議員が対論する場となるよう努めること。</p>	
検討事項	<p>第5号「市長等及び議員が対論する場」がわかりにくい。また、議員は、市長等と対論するばかりではない。議会の活動原則として、市民意見を反映し、市長等との議論を通じて、より良い政策・施策の実現につなげることを趣旨としてはどうか。</p>
検討結果	<p>二元代表制のもとの「対論」であり、一般的な議論とは区別した表現である。議会は市民意見を反映し、市長等との対論を通じて、より良い施策等の実現につなげることを趣旨として改正を行う。</p> <p>改正案：(5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じてより良い政策・施策の実現に努めること。</p>

<p>(会派)</p> <p>第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p>	
検討事項	<p>「活動する」趣旨を明確にするためにも、会派の果たすべき役割を明記すべき。</p> <p>会派の果たすべき役割（例）</p> <p>議員の活動（第4条に規定する活動）の支援すること。</p> <p>議会の政策形成（政策立案及び審議・審査等）に資するための調査研究</p> <p>会派間の調整（合意形成）に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図ること</p>
検討結果	<p>会派制の中で、特段問題は生じておらず、各会派の趣旨により活動しているので、それを固定化するような改正を現時点で行う必要はない。ただし会派の活動の指標として、会派の果たすべき役割上記3点を運用基準に盛り込むこととする。</p> <p>条例改正は行わず、運用基準で規定する。</p>

第3章 市民と議会の関係（第6条・第7条）

<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第6条 議会は、会議を原則公開とする。</p> <p>2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、<u>これら提言者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</u></p>	
検討事項	<p>第4項、提言者の趣旨説明は希望者のみとしている。費用弁償等の問題から、希望者に参考人制度は適当ではなく、委員会協議会で運用している。</p> <p>市民参加・連携に関する規定として、「<u>市民意見を把握して議会活動に反映させるための場</u>」をもつことを補完してはどうか。</p>
検討結果	<p>第4項、請願等提出者の意見聴取に関しては、提出者が希望する場合にその機会を設けることを趣旨として改正を行う。（参考人によらず委員会で実施する根拠として）</p> <p>第5項、広聴活動に関する規定として追加し、市民意見の聴取、市民参加機会の充実を図ることを趣旨として、本条を補完する。</p> <p>その具体的方策として、関連する次条の改正を行う。</p> <p>改正案：</p> <p>4（略）、<u>提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。</u></p> <p>5 <u>議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。</u></p>

<p>(議会報告会)</p> <p>第7条 議会は、<u>市民参加及び市民との連携を高める方策として、市民に対する議会報告会を年1回以上開催し、議会審議の経過等を説明するとともに、市政全般にわたり、市民と自由に情報及び意見を交換するものとする。</u></p>	
検討事項	<p>第6条に基づく議会の説明責任を果たす方策としての議会報告会は、参加者との意見交換を重視した傾向にある。また、テーマ別の意見交換会（わがまちトーク）の開催など、<u>議会報告会としての枠組みを超えた多様な取り組み</u>を行っている。</p>
検討結果	<p>第6条の見直しを踏まえ、その方策として、議会報告会はより柔軟な運用がとれるよう改正し、その他意見交換の場を多様に設けることを新たに規定する。</p> <p>改正案：</p> <p><u>(議会報告会等)</u></p> <p><u>議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。</u></p> <p>2 <u>議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。</u></p>

第4章 議会と市長等の関係（第8条 - 第10条の2）

<p>(議員と市長等の関係)</p> <p>第8条 議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。</p> <p>(1) 議員は、本会議における<u>一般質問を、市政の課題に関する論点及び争点を明確にするため、一括又は一問一答の方法により行うことができる。</u></p> <p>(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。(平23条例12・一部改正)</p>	
検討事項	<p>一般質問の根拠は会議規則にあり、<u>その方法も本来ならば会議規則で定めるべき。</u>基本条例における趣旨は、<u>市政の課題の論点等を明確にするために一般質問を行うこと</u>であり、一問一答式を条例で明示する場合は、その導入の経過を踏まえ、市民にわかりやすく、質問・質疑の論点明確化のために行うものとして規定すべき。会議規則では、質疑・質問は、同一議題に対し3回までとしており、特に議長の許可を得たときはこの限りでないとの例外規定に基づき、<u>一問一答を運用している。</u>(条例で定める内容が、会議規則では例外となっており、運用とも整合していない。)</p>
検討結果	<p>一問一答の方法にこだわるものではない。一般質問の目的をより明確にするため、条文の改正を行う。一般質問の方法は、会議規則で規定するものとする。</p> <p>改正案：</p> <p>(1) 議員は、本会議における<u>一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。</u></p> <p>会議規則の改正（一般質問の方法・質疑回数適用除外）</p>

第5章 議会の機能の強化（第11条・第12条） 検討項目なし

第6章 議会の運営（第13条 - 第18条）

<p>(議員間の自由討議)</p> <p>第14条 議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。</p> <p>2 議員は、議会の運営及び<u>議案等の審議又は審査において、議員相互の自由な討議により議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。</u></p> <p>3 議員は、議員相互の<u>自由な討議</u>により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。</p>	
検討事項	<p>会議規則上、議案等の審査順序に自由討議は規定されておらず、委員会における動議により実施している。本会議における議案等の審議、意思決定にあたって、自由討議の設定は困難であることから、めざすべき方向としての努力規定に見直すべき。見出しの「自由討議」に対し、「自由な議論」「自由な討議」と表現があいまい。</p>
検討結果	<p>今後、審査順序に設定していけるよう、自由討議の充実・定着を図る方向性を持ち、改正案のとおり改正を行う。</p> <p>改正案：</p> <p>2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、<u>議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。</u></p> <p>3 議員は、<u>議員相互間の自由討議</u>により合意形成し、（略）</p>

<p>(委員会の活動)</p> <p>第 15 条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、<u>議案等の審査</u>を行わなければならない。</p> <p>2 <u>委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明する場を設けることができる。</u></p>	
検討事項	<p>第 1 項、委員会の活動には、議案審査のほか、<u>所管事項の調査</u>という役割がある。常任委員会の他、議会運営委員会や特別委員会も同様であることから盛り込むべき。</p> <p>第 2 項、要請に応じて審査の経過等を説明する場のみでなく、委員会の自主的な活動により、<u>市民や関係団体等との意見交換等、多様な場が想定される。</u>第 6・7 条関係の見直しを踏まえ、本条でそれらを含め規定する必要があるか検討を要する。</p>
検討結果	<p>常任委員会は、その部門に属する事務調査を月例等により充実している。議運は諮問事項の調査、特別委員会も付議事件の調査を行うことを前提としていることから、委員会の責務として「<u>所管事項に関する事務の調査</u>」を加えるよう改正する。</p> <p>第 3 章（市民と議会の関係）における市民参加・連携に関する各規定の見直しは、本条第 2 項に係る趣旨を包括しており、あえて本条で規定化する必要はない。</p> <p>改正案： 第 1 項：<u>議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査</u> 第 2 項：<u>削除</u></p>

<p>(議会広報の充実)</p> <p>第 16 条 <u>議会は、議案審議の結果等を、多様な媒体を用いて市民へ提供しなければならない。</u></p> <p>2 <u>議会は、会議の傍聴者への資料の提供等を行い、市民の傍聴意欲を高める運営に努めるものとする。</u></p>	
検討事項	<p>第 6 条の見直し（広聴の充実）に関連して検討を要する。また、<u>SNS 等の活用</u>をはじめ、具体的な取り組みにおいては、<u>広報広聴一体の効果</u>を重視している。</p> <p>本条第 2 項の規定は、透明で市民に開かれた議会運営、市民参加及び市民との連携に関連する条項において、規定整備を検討してはどうか。</p>
検討結果	<p>第 1 項の趣旨に関して、これまでの取り組みでは、わかりやすい広報、議会報告会・わがまちトーク等の直接的な手段、新たな情報共有手段として SNS の活用等、<u>広報広聴一体の効果</u>をめざしている。その目的は、広く市民に向けて、議会や市政に対する関心を高めることにある。その観点から、<u>効果的な広報広聴活動に努めること</u>を趣旨として第 1 項の改正を行う。</p> <p>第 2 項の規定は、本条の趣旨として規定するよりも、透明で市民に開かれた議会運営（第 3 条第 1 項）又は市民参加及び市民との連携（第 6 条）の運用として整理する。</p> <p>改正案： <u>(広報広聴の充実)</u> <u>議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。</u> 第 2 項：<u>削除</u></p>

<p>(議会事務局)</p> <p>第 18 条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。</p>	
検討事項	<p>議長の任免権等による法務職員の配置や専門性を高めるための措置を想定した議長の努力規定であるが、議会の組織体制に関する規定として、政策形成のほか議会運営全般の機能向上を図るため、事務局の機能強化に議会全体で取り組む趣旨に見直してはどうか。</p>
検討結果	<p>事務局の業務は法務機能の充実だけではなく、議会を円滑、効率的に運営していくためのサポート機能を有している。議長の任免権は当然のこととして、議長だけにその努力義務を課すものではなく、議会の意思として、議員・職員相互に合意しながら議会機能の充実強化をめざす方向性を示すことを趣旨として改正を行う。また、「議員の政策形成及び立案」を「議会の政策形成」とし、立案から意思決定までの過程を包括した表現とする。</p> <p>改正案： <u>議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。</u></p>
再検討	<p>議会事務局の様々な役割の中で、今後議会に求められる「政策形成・立案」能力を高めるために、特に議長の責務として、事務局の調査・法務機能の強化を図ることを条文化した経過があることを踏まえるべき。</p> <p>改正案： <u>議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。</u> <u>2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。</u></p>

第 7 章 議員の政治倫理及び待遇等（第 19 条 - 第 22 条） 検討項目なし

第 8 章 最高規範性と見直し手続（第 23 条・第 24 条）

<p>(見直し手続)</p> <p>第 24 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、及び必要があると認めるときは、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。</p> <p>2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講じるものとする。</p> <p>3 この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由を説明しなければならない。</p>	
検討事項	<p>見直しの時期として、任期開始後の時期が適当であるのか検討すべきである。</p> <p>条例目的が達成されているかどうか、手続きとしてはまず「検証」し、その結果を受けて条例見直しを「検討」することとして、定期的な検証の機会を設けるのか、不断に検証する中で必要があれば見直しを検討するものとするのか確認が必要である。</p> <p>第 3 項の改正理由説明は敢えて規定する必要があるのか検討すべき。</p>

検討結果	<p>任期開始直後は、まず条例の目的等を共有する場として機会をもつべきである。条例の目的達成を検証する機会としては制度的にもつべきことから、それを明確化しておく必要がある。運用でその実施時期を設定できるよう「定期的」に検証するものとし、必要がある場合には条例の見直しを行うこととする。また、提案理由説明は必要により判断するものとして規定化は不要と判断し、所要の改正を行う。</p> <p>改正案：（条例の検証及び見直し）</p> <p><u>議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>第2項及び第3項：削除</u></p>
------	---

その他（新規検討項目）

<p>附帯決議、請願等、議会の政策提言に関する規定</p>	
検討事項	<p>議会の政策提言に関して、議会意思の実現に向けた積極的な取り組み、また、議会の監視機能の強化を図る観点から以下の規定整備を検討する。</p> <p>議会の政策提言のうち、附帯決議は、議案議決にあたり付随して意見、要望を行うため、本会議の議決対象に取り扱っている。附帯決議を含む決議は、事実上の意思表示であり、<u>法的効果を持たない</u>ことから、市長等との信頼関係（議会の意思決定への尊重）を前提として、その事後の対応等の報告を求める。</p> <p>請願・陳情に関しては、第6条第4項で政策提言と位置付けている。</p> <p>請願は、自治法第125条により、市長等に対して処理の経過、結果の報告を求めることができることとされていることから、当該規定に基づき、請願に対しては、決議と同様に原則としてその報告を求めるものとする。</p>
検討結果	<p>議会の意思決定に当たり、<u>議会側の責任も重いという認識をもった上で慎重に審議、議決していかなければならない。</u></p> <p>議会と市長との関係においても、より緊張感を高めて取り組む姿勢に資するものとして、本規定を追加する。</p> <p>改正案：</p> <p><u>第10条の3（決議等への対応）</u></p> <p><u>議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。</u></p>